

東京農業大学校友会山梨県支部会則

第1条 名称

この会は、東京農業大学校友会山梨県支部と称する。

第2条 目的

この会は、東京農業大学及び東京農業大学短期大学同窓生の相互の親睦と資質の向上を図り以って社会の発展に寄与することを目的とする。

第3条 会員

この会は、東京農業大学及び東京農業大学短期大学同窓生の県内在住者を以って構成する。

第4条 事業

この会は、目的を達成するために通常総会、臨時総会、親睦会及び研修会等を開催するほか、大学及び校友会本部との連絡を図る。

第5条 役員

(1) この会に、次の役員を置き、任期は2年とする。

支部長

副支部長 6名以内

理事 6名

監事 2名

幹事 若干名

(2) この会に、顧問、参与を置くことができる。

顧問：当支部の運営上必要と認め総会において推薦された者。

参与：この会の支部長を務めた者で役員会において推薦された者。

(3) 支部長、副支部長、理事及び監事は、地域・職域・年代等を考慮して、総会において選任する。

(4) 支部長は、この会を代表して会務を総理する。ただし、支部長事故あるときは副支部長が代理する。

(5) 理事は、会員の意見を代表して会の運営に参画する。理事は、原則として峡中、峡西・峡南、峡北、峡東、富士・東部の5地区と女性部より各1名選任する。

(6) 監事は、会の運営及び会計について監査する。

(7) 幹事は、理事を補佐して会員との連絡にあたる。幹事は、地域・職域・年代等を考慮して、役員会において選任する。

第6条 地区幹事

県下各地区に地区幹事を設ける。地区幹事は、支部長が任命し地区会員との連絡業務にあたるとともに、地区幹事会等を通して会員の意見を会の運営に反映する。

第7条 会議

(1) この会の会議は、通常総会、臨時総会、役員会及び地区幹事会とする。

(2) 通常総会は年1回、臨時総会及び役員会は、必要に応じ支部長が招集し、会運営の基本となるべき事項について協議決定する。

- (3) 地区幹事会は、必要に応じ支部長が招集し、会員との連絡等について協議決定する。

第8条 会計

- (1) この会の運営に必要な経費は、会費・寄付金等をもって充てる。
(2) 会費は、会員1人年会費1,000円とする。
(3) 会計年度は、毎年11月1日から翌年10月31日までとする

第9条 事務局

この会の会務を処理するため事務局を置き、支部長は事務局長及び事務局幹事若干名を任命する。

第10条 その他

- (1) この会に、女性部、地域別・職域別の部会等を持つことができる。
(2) この会則に定めがない重要な事項は総会において、また簡易な事項は役員会において決定する。

附則

この会則は、昭和55年4月1日から発効する。

一部改正 平成20年11月

一部改正 令和3年11月9日